

事業主 殿

(一社)山口県労働基準協会徳山支部

「製造業における職長等及び安全衛生責任者能力向上教育（再教育）」 開催のご案内

職長は現場の安全衛生の「要の役」であり、就任時の教育とともに、その後においても定期的に能力向上のための教育をすることが求められているところです。

製造業における職長等に対する能力向上のための教育「製造業における職長等再教育」については、令和2年3月31日付け基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」によりそのカリキュラムが示され、定期的（概ね5年以内ごと）又は事業場において機械設備等に大幅な変更があった時に実施することとされています。

つきましては、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 令和6年11月15日（金） 8：50～
2. 開催場所 周南地域地場産業振興センター 周南市鼓海2丁目118-24
3. 受講料及びテキスト代

受講区分		受講料	テキスト代
A	全科目受講（安全衛生責任者教育科目含む） 6.5時間	会 員(8,800円) 非会員(11,000円)	990円 (職長の能力向上テキスト) 【第2版 R6.7.5発行】
B	職長再教育のみ受講 6時間	会 員(7,700円) 非会員(9,900円)	

※表示金額はすべて消費税込みの価格となっております。

4. 対象者 職長等の職務に就任して概ね5年程度経過された方
なお、初めて職長に関する教育を受けられる方は、本教育ではなく「職長等教育（2日間コース）」を受講されますようお願いいたします。
5. 受講定員 36名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。）
6. 受付期間 令和6年10月11日（金）～10月25日（金）
7. 申込方法 別紙申込書（受講票）に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
8. 申込先 (一社)山口県労働基準協会 徳山支部
〒745-0062 周南市月丘町3-5 岡寺ビル3F
Tel 0834-31-2383 fax 0834-31-2381

9. その他

- 1) 受講者には、修了証を交付いたします。
- 2) 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は原則として返金できません。

10. 教育日程・時間割表

受講区分	時間	教育科目	研修内容	時間
A B	8:50～ 9:00	開講・オリエンテーション		10分
	9:00～12:20 (昼休憩)	職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職長の役割と職務 ・ 製造業における労働災害の動向 ・ 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動 ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・ 異常時等における措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） ・ 関係法令に係る改正の動向 	概ね 3.0時間
	13:00～16:20			
A	16:30～17:00	安全衛生責任者再教育		0.5時間
	17:00～17:10	修了証交付・閉講		10分

※B区分の方は16時20分から修了証を交付し、閉講いたします。

製造業における職長等及び安全衛生責任者能力向上教育(再教育)受講申込書

Rev-2024.2

ふりがな		受講区分		受講番号	
氏名		A B		※	
正確な氏名をかき書で記入してください。				入会支部に○を付けてください。	
生年月日		昭和 平成		岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩	
住所		(〒 -)			
勤務先	事業場名				
	事業場所在地		(〒 -)		
連絡者	氏名		部署課		
	TEL		FAX		
参考	職長等教育受講の時期		受講年		年頃受講 ((例)2010年頃受講)
上記のとおり受講料 円及びテキスト代(990円) 合計(円) を添えて申し込みます。					
令和 年 月 日					
(一社)山口県労働基準協会 殿					

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の確な実施のためにのみ使用させていただきます。

製造業における職長等及び安全衛生責任者能力向上教育(再教育)受講票

ふりがな		受講区分		受講番号	
氏名		A B		※	
正確な氏名をかき書で記入してください。				会場	
生年月日		昭和 平成		周南地域地場産業振興センター	
住所		(〒 -)			
事業場名					
出席確認印	備考	1. ※欄以外の欄は、申込者(本人)において記入してください。			
11/15		2. 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で修了証を交付できません。 <u>時間厳守にご注意ください。</u>			
		3. 講習開始時間の15分前までに、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席してください。			

《講習案内図》

